

リノベーションまちづくり推進プロジェクト「支援対象地区」
審査会設置要綱

(趣旨)

第1 青森県県土整備部都市計画課は、リノベーションまちづくり推進プロジェクト支援対象地区の審査に当たり、「審査会」を設置する。

(構成)

第2 審査会は、都市計画課市街地整備グループ員5名によって構成する。

(評価項目及び評価基準等)

第3 評価項目、評価基準、配点及び評価点は別表のとおりとする。

(審査)

第4 審査会において、市町村が提出する「応募様式」を別表に基づいて採点し、評価得点の合計点が最も高い者を支援対象地区として選定する。

(庶務)

第5 審査会の庶務は、都市計画課市街地整備グループにおいて処理する。

(補則)

第6 この要綱に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、都市計画課市街地整備グループマネージャーが別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年6月12日から施行する。

別表

評価項目	評価基準	配点
目指す将来像	まちづくりの主体として、対象地区の目指したい将来像を持っているか	5
現状認識	対象地区における現状と課題を把握しているか	5
	官民連携で取り組む必要性を確認できるか	5
取組体制	取組体制が構築されている、または構築に向けた準備等により機運が醸成されているか	5
	民間事業者の参画が見込まれているか	5
自由記載	取組の必要性を理解し、まちづくりの主体として、官民連携まちづくりへの意欲を感じられるか	5
合 計		30

評価点	5	4	3	2	1
	優れている	やや優れている	標準的	やや劣っている	劣っている

※未記載の場合は評価対象外とする。